

令和8管理年度（令和8年7月～令和9年6月）ずわいがに日本海系群A海域  
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和8年3月  
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
- ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（ $\beta=0.8$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
- イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- ウ 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 研究機関の試算結果を踏まえ、資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値（ただし、当該数量が3,000トンを上回る場合は、3,000トン）をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。

（2）令和8管理年度（令和8年7月～令和9年6月）のTAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群A海域	3,000トン

（参考1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：2.6千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：1.5千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：0.2千トン（最大持続生産量の10%が得られる親魚量）

（参考2）TAC及び漁獲実績の推移

単位：トン

系群 （海域）	R8（2026） 管理年度	R7（2025） 管理年度	R6（2024） 管理年度	R5（2023） 管理年度	R4（2022） 管理年度
TAC	3,000	3,700	3,700	3,400	2,800
漁獲実績	—	—	2,236	2,020	1,892

## 2 配分（案）

- （１）TACの5パーセントを国の留保とする。
- （２）TACから留保を除いた分について、過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （３）配分量は別紙のとおり。
- （４）不足が生じた場合は留保から配分する。

令和8管理年度ずわいがに日本海系群A海域  
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群A海域	3,000

大臣管理分

大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,213

知事管理分

都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	39	島根県については、現行水準とする。
石川県	329	
福井県	243	
京都府	25	

留保(トン)	151
--------	-----